

（補助方向指示器）

第46条 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第41条の2の規定並びに細目告示第60条、第138条及び第216条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の両側面には、方向指示器と連動して点滅する補助方向指示器を1個ずつ備えることができる。
 - 二 補助方向指示器は、前条第1項第2号口並びに第1項第3号口、ホ及びへの基準に準じたものでなければならない。
 - 三 前条第1項第4号の規定は、補助方向指示器について準用する。
- 2 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、前項第2号（前条第1項第2号口の基準に係る部分に限る。）の規定及び前項第3号の規定により準用される前条第1項第4号の規定にかかわらず、補助方向指示器は、灯光の色を黄色又は橙色とすることができ、かつ、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造とすることができる。この場合においては、当該補助方向指示器を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。
- 3 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3.23の規定は、適用しない。